



写真3-16 伝統的建造物群保存地区内の屋外広告物



写真3-17 京都の町並みに調和した屋外広告物の例

カ 眺望景観の保全・創出

京都の眺望や借景は、歴史的な建造物、河川等の自然環境、そして、三方の山並み等が一体となって優れた景観を構成する眺望や、比叡山等の遠くの景観要素を庭園の眺めに取り込み、一体的な景観として捉える借景等、視界に入る全ての景観が重なって織り成す「景色」、「風景」として捉えることができ、京都の景観を構成する重要な要素となっている。また、この眺望景観は、長い歴史の中で京都の人々の共通の楽しみとして生活文化に根付いてきたものであり、見る側の文化的背景や感性も含まれたものとして、総合的に捉えることができる。

これらのうち、世界遺産の境内からの眺めや「大文字」などの五山の送り火の眺めなど38箇所の眺めを選定し、それらの優れた眺めを将来にわたって保全するため、京都市では、全国でも初となる眺望景観に関する総合的な仕組みを持つ「京都市眺望景観創生条例」を平成19年（2007）に制定した。

この条例は、視点場から視対象への眺め、そして、同時に視界に入る市街地の美しさ等を守っていくための基準を定め、眺望景観の保全・創出を図っている。特に、視点場から視対象への視線を遮る建築物が建たないよう建築物の最高部の位置を規制している。これは、建築基準法の高さ規制が地盤面からの高さ規制であるため、地盤面の位置が変動し、

建築物の海拔からの高さが変動しても「建築物の高さ」の数値は変わらず、海拔からの高さを規制できないからである。このため、条例では建築物の最高部の位置を海拔からの標高により規制することとした。



写真3-18 見下ろしの眺め（大文字山から市街地）



写真3-19 しるしへの眺め（賀茂川右岸からの大文字）



写真3-20 眺望景観ポイント(視点場)

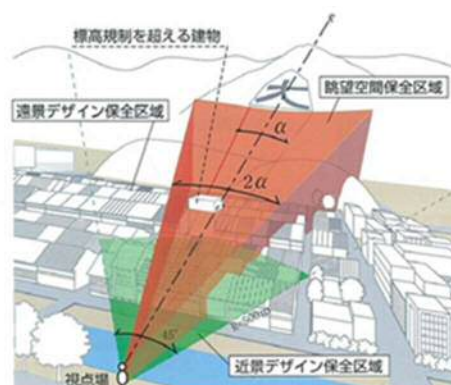


図3-4 眺望景観保全区域の概念図